

介護保険料の納め忘れはありませんか？

介護保険は、現役世代(40～64歳)の支援を受けながら高齢者の方自身にも保険料を負担していただき、介護や支援が必要になった方に介護保険のサービスを提供する支え合いの制度です。

この趣旨をご理解いただき、保険料の納め忘れがないようにお願いいたします。



介護保険料を滞納するとどうなるの？

災害等の特別な事情がないのに保険料を滞納している方は、介護保険のサービスを受ける際に、滞納期間に応じて介護サービス費の給付が制限されます。

介護保険料の滞納期間	介護サービス費の制限
1年以上 (支払方法の変更)	介護保険サービスを利用した際に、いったん利用料の全額を自己負担しなければなりません。あとから申請することで、給付費(自己負担を除く費用)の払い戻しを受けることができます。
1年6か月以上 (保険給付の一時差し止め)	いったん利用料の全額を自己負担するのに加え、申請後に払い戻される給付費の一部または全額を一時的に差し止めます。滞納が続く場合、差し止められた額から介護保険料を差し引きます。
2年以上 (給付額の減額)	上記に加え、滞納期間に応じて、自己負担割合が3割または4割に引き上げられます。また、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などの支給も受けられなくなります。

※2年以上滞納すると、介護保険料をさかのぼって納めることができなくなります。

納付書でお納めの方は、納め忘れがない口座振替が便利で安心です。ぜひ、ご利用ください。

問合せ 長寿応援課 ☎029-288-3111 (内線153)

水戸税務署からの重要なお知らせ



**お家で簡単！感染症対策にも！
確定申告は「e-Tax」が便利です！**



確定申告に便利なID・パスワードを取得しよう！

確定申告には、ご自宅からパソコンやスマートフォンでご利用いただける「e-Tax」が便利です。

国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」を利用すれば、多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードとICカードリーダライタ、またはマイナンバーカード対応のスマートフォンを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。また、事前に税務署でID・パスワードの発行を受けることで、マイナンバーカードとICカードリーダライタ等をお持ちでない方でも、e-Taxを利用できます。

ID・パスワードはお近くの税務署において5分程度で発行を受けられます(発行の際、対面による本人確認が必要です)。税務署は年明けから混雑しますので、年内の取得をお願いします。

次の確定申告では、感染症対策の観点からも、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

※マイナンバーカードとICカードリーダライタ、またはマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちの方は「マイナンバーカード方式」によるe-Taxがご利用いただけます。

※ID・パスワード取得の際は、運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類をお持ちください。

※「ID・パスワード方式」は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

問合せ 水戸税務署 個人課税第1部門 ☎029-231-4201

国税庁ホームページ 🌐<https://www.nta.go.jp/>